

別添－１ 確認申請に必要な図書等

確認申請に必要な図書・書類は、以下によってください。

１．建築物（＊は該当する場合に限る。）

（１）申請書等とその様式

- ・確認申請書（建築）：施行規則別記第２号様式
- ・確認申請書（建築）第４面、第５面、第６面（行政報告用）
- ・建築計画概要書：施行規則別記第３号様式
- ・建築工事届：施行規則別記第４０号様式

（２）添付すべき図書・書類（＊は該当する場合に限る）

- ・設計図書（意匠、構造、浄化槽等）、構造計算書＊
- ・委任状又はその写し
- ・審査申込書
- ・認定書（当機関が提出を求めないものを除く。以下同じ。）、認証書の写し等＊
- ・証明書の写し（構造計算によってその安全性を確かめた旨の証明書）＊
- ・特定行政庁が規則で提出を求める書類＊
- ・あらかじめの検討説明書＊（計画方針、要検討項目及びあらかじめの検討を記載してください。）
- ・設計住宅性能評価書等または宣言書＊
- ・（申請時には不要ですが、確認済証交付前に提出してください。）
構造適合判定通知書等＊、省エネ適合判定通知書等＊

（３）添付すべき許可書、通知書等

- ・許可条件・認定条件がある場合は、当該条件を示す図書・書類の写しを含む。

① 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第10条の４に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書

ロ 施行規則第10条の４の２に規定する認定関係規定並びに法第86条第１項又は第２項及び法第86条

の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の認定通知書

ハ 法第86条の 5 第 2 項の規定による特定行政庁の認定取消通知書

② 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し

(該当する場合に限る。)

③ 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等

④ 建築基準関係規定に適合していることを証する書面等

(都市計画法第29条、第35条の 2、第37条、第41条、第42条、第43条、第53条、都市計画法施行規則

第60条、宅地造成等規制法第 8 条、都市緑地法第35条、第36条等)

④ 建築物の敷地として使用することが出来る旨を証する書面

(法53条の 2 第 3 項)

2. 建築設備

(1) 申請書等とその様式

・確認申請書（昇降機）又は確認申請書（昇降機以外の建築設備）：施行規則別記第 8 号様式

・確認申請書（昇降機）又は確認申請書（昇降機以外の建築設備）：第 2 面（行政報告用）

(2) 添付すべき図書・書類（＊は該当する場合に限る。）

・設計図書（意匠、構造）、構造計算書＊

・委任状又はその写し

・審査申込書

・証明書の写し（構造計算によってその安全性を確かめた旨の証明書）＊

・認定書認証書の写し等＊

(認定書、指定書、型式部材等製造者認証書等)

・特定行政庁が規則で提出を求める書類＊

・あらかじめの検討説明書＊（計画方針、要検討項目及びあらかじめの検討を記載してください。）

・その他、許可書、通知書等（ 1. 建築物の項参照）

3. 工作物（法第 88 条第 1 項）

(1) 申請書等とその様式

・確認申請書（工作物）：施行規則別記第 10 号様式

・確認申請書（工作物）第 2 面

参考：法第 88 条第 1 項の工作物の場合、築造計画概要書は法令上不要。（施行規則第 3 条第 1 項）

（2） 添付すべき図書・書類（＊は該当する場合に限る。）

・設計図書（意匠、構造）、構造計算書＊

・委任状又はその写し

・審査申込書

・認定書・認証書の写し等＊

（認定書、指定書、型式部材等製造者認証書等）

・特定行政庁が規則で提出を求める書類＊

・あらかじめの検討説明書＊（計画方針、要検討項目及びあらかじめの検討を記載してください。）

・その他、許可書、通知書等（１．建築物の項参照）

4．工作物（法第 88 条第 2 項）

（1） 申請書等とその様式

・確認申請書（工作物）：施行規則別記第 11 号様式

・築造計画概要書：施行規則別記第 12 号様式

（2） 添付すべき図書・書類（＊は該当する場合に限る。）

・設計図書（意匠、構造）、構造計算書＊

・委任状又はその写し

・審査申込書

・認定書、認証書の写し等＊

（認定書、指定書、型式部材等製造者認証書等）

・特定行政庁が規則で提出を求める書類

・あらかじめの検討説明書＊（計画方針、要検討項目及びあらかじめの検討を記載してください。）

・その他、許可書、通知書等（1.建築物の項参照）

5. 提出部数（戸建住宅の場合）

- ・書面申請時の提出部数は、別表によりお願いします。

特定行政庁・消防署によって、提出部数・提出方法が異なる場合がありますので、詳細は支店等にお問合せください。

詳しくは申請書式一覧＜書類提出部数＞を参照ください。

確認申請にあたっての留意事項

確認申請にあたっては、以下の事項についてご注意ください。

1. 書類関係

- ・申請書の記載は、漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベットのみでお願いします。ハングル等の外国文字には対応できません。
- ・正本と副本の整合性を確認してください。
- ・正本に添付された設計図書に設計者の記名があるか確認してください。
- ・確認申請書第一面の日付欄に日付が記載されていることを確認してください。
- ・確認申請書第一面の設計者が第二面の設計者の欄に記載されていることを確認してください。
- ・構造計算書表紙及び構造安全証明書に記載の設計者が確認申請書の設計者欄に記載されていることを確認してください。
- ・確認申請書第二面の工事施工者【ロ. 営業所名】建設業の許可の後の（ ）には、許可を与えた大臣または〇〇県知事の別を記載してください。
- ・地名地番、住居表示：付近見取図等図面内の記載と食い違いのないようにしてください。
- ・確認申請書第三面【6.道路】欄の【イ.幅員】欄は、建築物の敷地が 2m 以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ・確認申請書 三面【7.敷地面積】欄の【チ.備考】欄は、建築物の敷地について、建築基準法第 57 条の 2 第 4 項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、その旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ・許可、認定等：確認申請書第三面 14. 欄 根拠となる法令及びその条項・番号・日付を記入してください。
ただし、認定書の写しを添付したものについては記入の必要はありません。

- ・都市計画法第 29 条、第 43 条の許可が必要な場合は、許可を受けた後に申請してください。
- ・特定工程：確認申請書第三面：17. 欄 特定工程は、特定行政庁のウェブサイト等で確認のうえ記入してください。
- ・確認の特例：確認申請書第四面 11. 欄 認定物件、型式部材等製造者認証物件の場合、認証番号に続く個別邸ごとの適用条件を表す数字を記入してください。
- ・建築計画概要書：配置図に縮尺を明示してください。（縮小コピーで作成するケースがあり、もとの縮尺表示になっていることがあります。）

2. 敷地面積関係

- ・法で定める最低限度敷地面積を下回っている場合で、法第 53 条の 2 第 3 項の規定を適用するときは、それを証する書面を添付してください。

3. 付近見取図関係

- ・真北の方位を明示してください。特に建築計画概要書の記入漏れに注意してください。
- ・付近見取図の敷地位置は、明確に明示してください。（検査に行くときにも使用しますので、北を上、近隣目標物も明示し、コピーをしても分かるようにしてください。）

4. 配置図関係（レベル・配置等）

- ・設計 GL を±0 で記入し、敷地内及び隣地、道路の高低差を明示してください。
- ・前面道路中心線の高さを明示してください。
- ・平均 GL 算定式を明示してください。
- ・建築物の最高の高さおよび軒の高さを明示してください。
- ・道路斜線後退緩和条件（「道路に沿って設ける門・塀は、令 130 条の 12 によるものとする。」など）を明示してください。
- ・建築物等と道路、敷地境界線との離れ寸法を明示してください。
- ・敷地境界線までの離れが少ない場合、軒先(樋先)から敷地境界線までの寸法を明示してください。
- ・敷地境界線までの離れが少ない場合、開口部（外開き戸、外開き窓）を全開したときの敷地境界線までの寸法を明示してください。
- ・敷地求積図等が複雑な場合は、大きく明示してください。また、寸法数字は読める大きさに、かつ重ならないようにしてください。

5. 配置図関係（道路）

- ・ 前面道路種別を明示してください。「法第 42 条第何項第何号」まで記載してください。
- ・ 都市計画道路がある場合は、その位置、幅員及び建築物までの離れ寸法を明示してください。（行政庁によっては、都市計画課の押印が必要な場合があります。）
- ・ 法第 42 条第 1 項第 4 号道路、第 1 項第 5 号道路については、指定年月日・番号、幅員、延長を明示してください。
- ・ 法第 42 条第 2 項道路の場合は、原道の幅員と道路中心線及び後退距離、後退部分の門、塀等の撤去等について明示してください。
- ・ 法第 43 条第 2 項第 1 号の認定、第 2 号の許可の場合は認定（許可）年月日、番号を明示するとともに、認定（許可）書（条件を含む）の写しを添付してください。

6. 平面図関係

- ・ 採光計算等の検討結果を明示してください。
- ・ 防火設備が必要な開口部には防火設備を明示してください。
- ・ 店舗、事務所等がある場合は、その内部の仕上げを明示してください。
- ・ 各階求積図等が複雑な場合は、大きく明示してください。また、寸法数字は読める大きさに、かつ重ならないように明示してください。

7. 立面・断面関係

- ・ 道路高さ制限、北側高さ制限、高度高さ制限などを明示してください。
- ・ バルコニーに屋根がある場合は、手すり高さ、手すり上の有効開放寸法を明示してください。

8. 天空率関係

- ・ 天空率の計算にあたっては、屋外手すりも含めて検討してください。
- ・ 天空率配置図はできれば 1/100 で明示してください。また、天空率にはアイソメ図、または、道路斜線を記入した立面図を添付してください。

9. ホルムアルデヒド対策関係

- ・ 使用建築材料表、換気計算書等の図書を添付してください。（型式部材等製造者認証物件等を除く）

10. 計画変更関係

- ・ 計画変更確認申請書第一面および第三面 20.備考欄に計画変更の内容を記入してください。
- ・ 建築計画概要書第三面 20.その他必要な事項欄に計画変更の内容を記入してください。

- ・ 計画変更で変更内容、箇所が複雑もしくは多数の場合は、変更前・変更後双方の図面（「変更前」「変更後」と明示）を添付し、変更箇所を着色するなど分かりやすくしてください。

11. 申請図書全般

- ・ 設計図書・書類は、施行規則第 1 条の 3 に該当するものを添付してください。ただし、明示すべき事項を他の図書等に明示した場合は、省略することができます。
- ・ 確認審査に必要な情報はできるだけ書かないようにしてください。